

職員の不祥事にかかる処分について

1 被処分者

都市計画部 主査 53 歳 男性

※ 非違行為があった令和 6 年度は上下水道局に所属

2 処分内容

停職 3 箇月

3 処分年月日

令和 7 年 4 月 17 日

4 非違行為の概要

当該職員は、令和 7 年 1 月 26 日に市内の遊戯場内にある男性トイレの個室に置き忘れてあった貯玉用 I C カード（29,000 円相当）を届け出ることなく窃盗し、同年 2 月 1 日に同遊戯場内で当該事件を捜査中の警察署員に呼び止められ、その容疑を認めた。

なお、当該事件は同年 3 月 24 日に不起訴処分となっている。

以上のような行為は、公務に対する信用を著しく傷つける行為として地方公務員法第 33 条に違反する行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であることから、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により、当該職員を停職 3 箇月の懲戒処分とした。